安平町立学校における働き方改革指針

（令和８年度～令和11年度）

令和８年10月

安平町教育委員会

はじめに

安平町立学校においては、安平町教育行政執行方針や学習指導要領のねらい、地域からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導の充実が期待されており、その実現に向けては、教職員が授業や研鑽に集中し、健康でやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが求められております。

北海道教育委員会の調査（令和６年度道立学校及び市町村立小中学校の教職員に係る時間外在校等時間（超過時間）の状況について）では、

- 「月別の平均時間外在校等時間」について、状況把握を開始した令和２年度以降初めて、全校種で全ての月において45時間以内となった。
- 「月45時間以内割合」については、いずれの学校種においても、４～６月と10月に割合が低くなっている。最小となっているのはいずれの学校種も４月であり、小学校は72.7%、中学校は55.5%、高等学校は60.3%、特別支援学校は82.8%となった。
- 「令和５年度と令和６年度の比較における月別の時間外在校等時間の推移」について、全校種で増加した月があるものの、多くの月で減少している。
- 「学校種別・職種別の時間外在校等時間比較」については、全ての学校種において、副校長・教頭及び主幹教諭が他の職種に比べて平均時間外在校等時間が多い傾向にある。
- 「年間の時間外在校等時間の状況」については、全ての学校種において、時間外在校等時間の全教育職員平均が令和５年度より減少した。

等の現状が明らかになっており、一定の成果が見えているものの教員が子どもと向き合う時間を確保するための取組の充実が引き続きの課題となっています。

こうした中、令和７年６月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員の服務を監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

このような状況を踏まえ、北海道教育委員会において「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン（第３期)』」が一部改訂されことを受け、安平町教育委員会においても町立学校における業務改善等を推進するために「安平町立学校における働き方改革指針」を策定いたします。

１．働き方改革指針の性格

- 本指針は、北海道教育委員会が策定した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」をもとに、安平町教育委員会の取組を推進するものです。
- 本指針は改正後の給特法第８条第１項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和７年文部科学省告示第114号。以下「国指針」という。）に即して定め、同法第８条第３項に基づき総合教育会議に報告するものとする。
- 本指針については、今後の国や道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて見直しを行ないます。

２．安平町の現状

(1) 安平町の現状

・安平町では平成30年８月に、所管する学校の教職員の働き方改革を進める方針として、「安平町立学校における働き方改革指針」を定め、教職員の働き方改革に取り組んできた。

・こうした取組の結果、安平町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和７年度は以下の通りであった。

	年平均	月45時間を上回る教職員の割合 （月の延べ人数／全体の延べ人数）	月80時間を上回る教職員の割合 （月の延べ人数／全体の延べ人数）
小学校（義務教育学校前期課程含む）	月26時間	16.7％	0.5％
中学校（義務教育学校後期課程含む）	月22時間	11.1％	0.9％

・年平均では、月45時間以内となっているが、時期により月45時間を上回る者が一定数存在する。特に教頭の負担が大きい状況にある。

３．取組の方向性

・これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。

・「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、道、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

４．教育委員会及び学校の役割

(1) 安平町教育委員会の役割

・町立学校における働き方改革を進めるための取組を実施します。

・町立学校に地域の実情等を考慮した取組を促すとともに、取組を行うための支援を行います。

(2) 町立学校の役割

・学校における働き方改革を進めるための計画等を作成し、主体的に実施します。

・校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、関係機関と連携しながら、主体的に取組を推進します。

・「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

５．働き方改革指針の目標及び期間

・本指針の目標を次のとおり設定し、取組期間は令和８年度から令和11年度までの４年間とします。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

【教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を、
１か月で45時間以内、１年間で360時間以内とします。】

※全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組む。

参考）国指針の目標「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【ストレスチェックにおける高ストレス判定者の割合を10％以下まで減少させる。】

参考）（令和７年度判定結果　対象者数78名、受験者数57名、高ストレス判定者数９名
高ストレス判定者の割合15.8％＝高ストレス判定者数／受験者数）

町教委は、この目標を達成するための具体的な取組に努めます。また、学校は勤務時間等の実態を踏まえ、主体的な取組を検討し実施していきます。

［働き方改革を進めるため、令和11年度末に目指す指標］

1　週１回以上の定時退勤を実現している学校の割合　・・・100%

2　週27コマを基本とした教育課程を編成している学校の割合　・・・100%

６．推進体制と取組の検証・改善

(1) 推進体制

・本指針の管理については、学校教育担当次長を筆頭者として学校教育グループが担当します。

(2) 取組の検証・改善

・町教委は、毎年度、進捗状況を把握し取組を検証、国や道の動行を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、改善を行います。

(3) 検証結果の提供

・町教委は、学校がPDCAサイクルを活用して、計画的に学校における働き方改革に向けた取組を進めるため、学校に対し必要に応じた支援を行います。

７．保護者や地域住民等への理解促進

教職員の長時間労働を改善し、授業や研鑽に集中し、健康でやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが学校教育の質の向上につながります。そのためには、学校、家庭、地域の連携協力の基礎となる信頼関係や共通認識を図ることが重要であり、各学校においては、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等に対し適切に説明責任を果たし、その理解を深め、協力を得るためにも、業務改善や働き方改革について学校評価に明確に位置づけるなどとともに普及啓発を進めます。

８．学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

町教委、学校は、国指針で改めて示された「学校と教師の業務の３分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努める。

業務の適正化の推進にあたっては、「３分類」に基づく19項目の業務やアクション・プランの具体的な取組も参考に、町教委、学校のそれぞれが役割を果たしながら、取組を進める。

【学校と教師の業務の３分類】

学校以外が 担うべき業務	教師以外が 積極的に参画すべき業務	教師の業務だが 負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

９．具体的な取組

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見通し

□学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

・各地域の実情を踏まえつつ、学校は学校敷地に隣接する範囲において見守り活動等を実施し、通学路においては学校運営協議会等を通じた地域学校協働活動の取り組みとして保護者・地域住民による見守り活動を推進する。

◆学校徴収金の徴収・管理（「３分類」③関係）

・学校徴収金の徴収・管理については、徴収管理システムの導入を検討し、原則として現金での収受および管理を行わないようにする。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「３分類」④関係）

・地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等は、地域学校協働コーディネーターの配置を検討し、地域学校協働コーディネーターが主体的に推進する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

・首長部局にある、こども家庭センターと連携し、直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

□教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

・教育委員会から学校に発出される調査の回答に係わる事務負担を軽減させるため、文書データの収受および管理体制を見直し、最適化を図る。

・学校事務体制の強化のため、共同事務室の整備を検討する。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「３分類」⑦関係）

・広報関係業務の精査を進め、事務職員や学校に配置される支援員などと連携し、原則として教員が作業的業務を行わないようにする。

◆ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「３分類」⑧関係）

・校務DXをサポートする専門員を配置し、原則として教員がICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理等の作業的業務を行わないようにする。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「３分類」⑨関係）

・体育館等の地域開放施設の管理業務について、外部委託の拡充を検討する。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮（「３分類」⑩⑭関係）

・給食時間における対応とあわせて昼休み時間における安全への配慮について、地域学校協働活動による取り組みの検討を行う。

□教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備（「３分類」⑮⑯⑱関係）

・総合的な学習の時間において、地域との連絡調整やあびら教育プランの理念に基づく探求的な学びを推進するため、教員とともに授業をつくる講師を配置を進める。

・校務支援システムの機能を活用することにより、成績処理や通知表作成、進路指導資料作成に係わる事務負担の軽減を図る。

◆学校行事の準備・運営（「３分類」⑱関係）

・教育課程特例制度の活用など、教育課程の柔軟な編成に基づき学校行事の精選や見直しを図る。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

・教育支援センターの設置および校内支援センターの設置拡大の検討を進め、こども家庭ソーシャルワーカー・スクールソーシャルワーカー・教育支援センター支援員等、専門スタッフならびに関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制の構築を図る。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、集団規模に応じた自治活動の見直しなど、教育活動および日課表の工夫を行う。

・デジタル技術の活用により、紙への印刷を基本とした校務を見直し、クラウドデータによる共同編集等、効率化を推進し、「GIGA スクー ル構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況100％を目標に進める。

・勤務時間外対応に必要な留守番電話機能や苦情対応等に必要な録音機能付きの電話の設置を進める。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

・ストレスチェックの実施をし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

・ハラスメントチェックを実施し、ストレスチェックの結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

・各学校に労働安全衛生法に基づく衛生管理者や衛生推進者を選任し、適切に健康管理を実施できるよう指導をする

・１か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員がいる場合は、産業医等による面接指導を受けられる体制を整備する。

・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校における計画的な年休取得を促進する。

・早出遅出勤務制度、テレワークの導入、勤務時刻の見直しの検討を行う。